

第4章 基本理念と施策目標

1 基本理念

すべての高齢者が住み慣れた地域で、「いきいきと暮らせる高齢社会」の実現へ向け、市民一人一人が生涯にわたり、家庭・職場・地域等において、持てる力を十分に発揮するとともに、互いに「思いやり・支え合い・助け合い」ながら、自分らしく、安心していきいきとした生活を送れる福祉施策を推進していくにあたり、基本理念を次のように定めます。

- **生きがいのある生活を送るための施策の充実**
- **いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進**
- **住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立**
- **利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり**

1) 生きがいのある生活を送るための施策の充実

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、高齢者の生きがいづくりや学びの環境及び施設環境を整え、高齢者の社会参加を促すとともに、高齢者の就業機会を確保すること等が重要です。

また、地域社会の中で思いやりを持って協力し合い、高齢者とともに支え合う福祉意識の高揚を図り、市民の自主的、自発的な福祉活動への理解と参画を求めることが重要です。

2) いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進

高齢者が心身共にいきいきと自立した生活を送るためには、健康の保持が大切です。そのため、「健康まえばし21」を基本に、生涯を通じた地域ぐるみの健康づくりを総合的に進める必要があります。

また、高齢者ができる限り介護が必要な状態に陥ることなく、健やかで活力ある自立した生活を送ることができるよう、総合事業や高齢者の社会参加を通じて、積極的な介護予防を推進していきます。

3) 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立

生活に何らかの支援が必要となった場合にも、住み慣れた家庭や地域で生活を続けたいという高齢者のニーズに応え、必要な福祉サービスを「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるような体制を構築する必要があります。そのため、要介護者等ができる限り住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域密着型サービスの整備等を通じて、地域特性や利用者のニーズに応じて提供される多様で柔軟なサービスを提供していくことが求められます。また、地域包括ケアシステムの実現に向けて、在宅医療と介護の連携や生活支援体制の整備、地域ケア会議の推進など、各事業を一層推進し、これまで在宅では介護が難しかった高齢者も在宅生活を維持できるよう、包括的に介護や生活支援を受けられる体制を作っていくことが重要です。

4) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり

介護保険制度の導入により、福祉サービスの多くは行政等がサービスを決定する仕組みから、多様な事業者が提供するさまざまなサービスの中から利用者が自ら選択してサービスを利用する仕組みへと変化しました。そのため、利用者が適切な選択・判断をするために必要な情報の提供と、利用者の権利を保護する仕組みづくりを充実させることが重要です。

2 施策目標

第7期計画で設定した3つの課題への取組に対する評価、本市の高齢者の現状、改正後の介護保険制度の方向性等から、第8期計画の目標を以下の6つに設定します。

目標Ⅰ 地域における連携強化

周囲とのつながりの弱い高齢者をはじめとする市民やその家族を地域全体で支えるため、地域における関係機関や多職種、住民間の一層の連携強化を目指します。

目標Ⅱ 高齢者を支える生活支援体制の構築

地域住民が互いに尊重し合いながら、社会参加・共生する地域社会の実現に向けて、地域の多様な主体による支え合いに向けた取組を一層推進するほか、権利擁護、自然災害や感染症対策に係る体制を整備します。

目標Ⅲ 介護予防・健康づくりの推進

身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及・啓発を進めるとともに、高齢者の生きがい活動・社会参加を促進します。また、高齢者の健康づくりに関係部門と連携して取り組みます。

目標Ⅳ 認知症高齢者支援の充実

認知症の発症予防・進行抑制とともに、認知症になっても本人やその家族が地域とともに安心して暮らせる社会に向けた支援を充実させます。

目標Ⅴ サービスの充実と暮らしの基盤の整備

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護保険サービスと高齢者福祉サービスを充実させるとともに、高齢者向け住まいを計画的に整備していきます。また、幅広い分野での人材確保及び育成を国・県と連携して進めます。

目標Ⅵ 安定した介護保険制度の運営

情報分析に基づく給付適正化を実施し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービス提供を促すことで、効率的かつ安定的な介護保険事業の運営を目指します。